

## ユニット型指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽会が運営するユニット型指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所アニス松岡（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（目的）

第2条 要支援、要介護者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業所は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称：アニス松岡

（2）所在地：吉田郡永平寺町松岡柵第31号7番地1

（職員の区分及び定数）

第5条 事業所に次の職員を置く。

（1）管理者 1名（A 1名）

事業所の職員及び業務の管理を一次元的に行うものとし、職員に対し本運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（2）医師 1名以上（C 1名以上）

利用者の健康の状況を把握し、健康保持の為適切な処置をとる。

（3）生活相談員 1名以上（A 1名以上）

短期入所生活介護の開始及び終了時の手続き、その他相談業務に従事する。

（4）介護職員 30名以上（A 30名以上）

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

（5）看護職員 3名以上（A 3名以上）

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

（6）機能訓練指導員 1名以上（C 1名以上）

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

（7）介護支援専門員 1名以上（A 1名以上）

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

（8）管理栄養士 1名以上（A 1名以上）

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

（9）調理員 5名以上（A 4名・C 1名以上）

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

- (10) 事務員 2名以上 (A 2名以上)

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

(A：常勤で従事 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従)

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10名及び空床利用型とする。

(ユニット数及びユニットごとの入所定員)

第7条 施設の各ユニット数は、9ユニットとする。

| ユニット名称 | 定員      |
|--------|---------|
| 太陽一丁目  | 10人(9人) |
| 太陽二丁目  | 10人(8人) |
| 太陽三丁目  | 10人(9人) |
| 太陽四丁目  | 10人(9人) |
| 太陽五丁目  | 10人(9人) |
| 太陽六丁目  | 10人(9人) |
| 太陽七丁目  | 10人(9人) |
| 太陽八丁目  | 10人(9人) |
| 太陽九丁目  | 10人(9人) |

\* ( ) 内は入所利用定員

- 2 災害その他のやむをえない事情を除き、前項の利用定員及び居室の定員を超えての事業の提供は行わないものとする。

(利用料その他の費用)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した事業の1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合)とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 滞在費(ユニット型個室) 2,450円(1日あたり)

ただし、滞在費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

- (2) 食費〔食材料費・調理費用〕 1,550円(1日あたり)

朝食400円・昼食650円・夕食500円(1日あたり)

ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

- (3) 利用者が選定する特別な食事を提供するための追加費用 実費

- (4) 地域外送迎料金(入所・退所時) 10円(1kmあたり)

福井市、坂井市、永平寺町地域を越えた部分の走行距離

- (5) 理美容代金 1,500円

- (6) 布団洗濯代(シーツ、マットレスを除く) 実費

- (7) 電気使用料 30円(1点1日につき)

- (8) 日常生活費 実費

(9) 園外活動費 実費

(10) 健康管理費(予防接種費用) 実費

3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用内容及び金額を変更することがある。

5 前項の変更を行う場合は、変更の一ヶ月以上前に利用者又はその家族に対し変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(事業の開始及び終了)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくは家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担軽減を図るために、一時的に居宅において、日常生活を営むのに支障がある者を対象に、事業を提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、事業の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所内で次の事項に留意すること。

一 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

二 利用者は、事業所の清潔・整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

三 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。

四 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼしてはならない。

五 事業所の秩序、風紀を乱し、安全・衛生を害してはならない。

六 指定した場所以外で火気を用いてはならない。

七 故意に施設もしくは、物品に損害を与え又はこれを持ち出してはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 事業所は、事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、事業の提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業の提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思

を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(事業計画の作成)

第14条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、事業の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した事業計画を作成する。

- 2 管理者は、事業計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた事業計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行い、同意を得る。
- 3 事業計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(事業の取扱方針)

第15条 事業は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。

- 2 事業は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 事業は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 事業は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
- 5 事業所は、事業の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束の廃止)

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむ得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する行為をしない。

- 2 事業所は、管理者や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむをえない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 4 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。
- 5 事業所は、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(介護)

第 17 条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 事業所は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 7 事業所は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 8 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 9 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事の提供)

第 18 条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。食事時間は次のとおりとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談・援助)

第 19 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第 20 条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(機能訓練)

第 21 条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第 22 条 事業所の医師（嘱託医師を含む）又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 事業所の医師（嘱託医師を含む）は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(通常送迎の実施地域)

第 23 条 通常の事業実施地域は永平寺町、福井市、坂井市とする。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 事業所は、利用者に適切な事業を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は当該施設の職員によってユニット型短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業所は、職員に対し、資質向上のため研修機会を次のとおり確保する。

一 採用時研修：採用後 2 か月以内

二 継続研修：随時

(緊急時等の対応)

第 25 条 事業所は、現に事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関福井温泉病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 26 条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、居宅介護支援事業所、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない。

3 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 27 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2 非常災害に備えて、必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

(定員の厳守)

第 28 条 事業所は、災害その他やむを得ない事情を除き、次に掲げる利用定員及び居室の定員以上の利用者に対し同時にサービスの提供を行わない。

一 空床型にあつては、当該特別養護老人ホームのユニットごとの入所定員及び居室の定員。

二 併設型にあつては、当該事業所のユニットごとの入所定員及び居室の定員。

(衛生管理等)

第 29 条 事業所は、調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行うとともに、食事の提供に使用する食器等の消毒を適正に行う。

2 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

3 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第30条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第31条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業所に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第32条 事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第33条 事業所は、その提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4 事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(地域等との連携)

第34条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第35条 事業所は、事業の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第36条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 37 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人太陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(虐待防止のための措置)

第 38 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修等必要な措置を講ずる。

2 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。また、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3 施設は、虐待防止のための指針を整備する。

4 施設は、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

5 施設は、上項の措置を適切に実施するために担当者を置く。

附則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

この規定の一部を改定し、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

この規定の一部を改定し、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定の一部を改定し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定の一部を改定し、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成 19 年 3 月 24 日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。